

RPA 導入・提供業務に係る企画提案公募要領

大阪府及び府内市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（以下、「GovTech 大阪」という）では、行政 DX の推進を通じた住民 QOL の向上や業務効率化と財政負担の緩和の両立を目指してシステム共同化（共同調達と導入後のノウハウ共有）を推進しています。このたび、業務プロセスの自動化を通じて、人的資源を住民 QOL のさらなる向上に活かすことや、時間外勤務の削減を目指すことを目的に、「RPA 導入・提供業務」の共同調達を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業概要

(1) 事業名

RPA 導入・提供業務

(2) 共同調達に参加する団体（以下「参加団体」という）

参加団体情報に記載する団体のとおり

(3) 委託上限額

参加団体情報に記載する予定価格のとおりに

2 スケジュール

令和 7 年	4 月 16 日（水）	公募開始
令和 7 年	4 月 30 日（水）	質問受付締切
令和 7 年	5 月 16 日（金）	提案書類提出締切
令和 7 年	5 月 29 日（木）（予定）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和 7 年	6 月以降	順次、契約締結

※各参加団体のサービス利用期間は別紙「参加団体情報」のとおりに

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であ

- って、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱及び参加団体の入札参加停止等の要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- エ 参加団体の暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (8) 府又は参加団体を当事者の一方とする契約（府又は参加団体以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府又は参加団体が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 応募書類等の配布及び受付

ア 書類配布期間（電子メール配布）

令和7年4月16日（水）午前10時から令和7年5月16日（金）午後4時まで
企業名、連絡先を明記のうえ、以下の請求先へ電子メールで請求してください。

請求先：govtechosaka@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ 応募受付期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月16日（金）まで【必着】

※5(2)イで示す質問に対する回答を踏まえて提案してください。

ウ 提出方法

書類は必ず下記送付先に配送してください。（持参による提出は認めません。）

○送付先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎34階
大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（GovTech 大阪）
（事務局：大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村DXグループ）

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募書類は、別添「RPA 導入・提供業務調達仕様書」「機能要件一覧表」「参加団体情報」を確認したうえで作成し、以下の応募書類アからエまでを記録した電子媒体（CD-R 等）2枚及び正本・副本それぞれについて以下で指定する部数を提出してください。

審査時の匿名性を担保するため、応募書類イ及びウの副本については、企業名や企業ロゴ、製品・サービス名等、提案者を特定できる文言を使用することを固く禁じます。該当があれば事務局にて黒塗り処理を行うため、見栄えが悪化する点に留意ください。（プレゼンテーション審査時においても、投影に製品名等が映り込まないように留意ください）

応募書類	正本	副本	電子媒体
ア【様式1】応募申込書	1部	－	要
イ【様式2】企画提案書	1部	8部	要
ウ【様式3】参加団体別 提案価格	1部	8部	要
エ 共同企業体で参加の場合 ※該当しない場合は提出不要			
①【様式4】共同企業体届出書	1部	－	要
②【様式5】共同企業体協定書（写し）	1部	－	要
③【様式6】委任状	1部	－	要
④【様式7】使用印鑑届	1部	－	要
オ【様式8】誓約書（参加資格関係）	1部	－	－
カ【様式9】誓約書（暴力団排除条例） ※下請負人用は該当がある場合のみ	1部	－	－

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1社（共同企業体構成員として参加する場合を含む）1提案とします。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可とします。

ウ 企画提案書の上限は、60 ページ（表紙・背表紙・裏表紙、目次を除く）とします。

エ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。併せて電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

オ 正本のファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「RPA 導入・提供業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

※副本のファイルは、事業者名等の欄を空欄にしてください。企業名や企業ロゴ、製品・サービス名等、提案者を特定できる文言を使用することを固く禁じます。

カ 書類提出後の差し替えは認めません（GovTech 大阪が不備の補正等を求める場合を除く）。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月30日（水）正午まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：govtechosaka@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問に対する回答は、令和7年5月2日（金）午前10時を予定しています。

質問への回答は GovTech 大阪ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/digital_gyosei/govtechosaka/index.html) に掲示し、個別には回答しません。

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員及び参加団体の職員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、品質点が最も高い者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査はオンライン（Web 会議システムにより接続）にて開催いたします。

配信場所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎 34 階）

ウ プレゼンテーション審査では、評価項目の区分で「プレゼン」としている項目を中心に、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明を行ってください。また、評価項目の「3 機能要件」の項目について、必要に応じて実際にシステムやツールを操作・投影するなどデモンストレーションを実施してください。（評価項目の区分で「－」としている項目は、書類審査により採点いたします。）

エ プレゼンテーション審査は令和7年5月29日（木）を予定していますが、日程は変更になる可能性があります。確定した日程、時間及び場所（開催方法）は、事前に通知を行います。

オ プレゼンテーション審査の時間は30分前後（準備時間を除く）とし、確定した時間は事前に通知を行います。

カ 審査の結果、最優秀提案者の品質点が5割を下回る場合（5割未満の場合）は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

＊品質点は評価項目「1 提案価格」を除く項目の合計を指します。

キ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

別紙「評価項目」のとおり

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を GovTech 大阪ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/digital_gyosei/govtechosaka/index.html) において公表します。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊評価点、価格点・品質点の内訳、提案金額

② 全提案事業者の名称 ＊申込順

③ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント

④ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑤ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

カ 明らかに仕様を満たさない提案を行うこと。

7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と参加団体との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案（プレゼンテーション審査を含む）については、採択後に参加団体と協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱及び参加団体の入札参加停止等の要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府又は参加団体を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、参加団体の規定に基づき、契約保証金を納付しなければならない場合があります。

8 その他

- (1) 応募提案にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- (2) 公募開始後に追加資料や周知事項が発生した場合は、GovTech 大阪ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/digital_gyosei/govtechosaka/index.html）において公表します。

○本事業に関する問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎34階）

大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（GovTech 大阪）

（事務局：大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村DXグループ）

電話番号 06-6210-9097